

令和4年1月31日

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人による令和3年3月11日付けの「***の保育施設入園に関する相談記録、認定申請書および施設利用申込書、申請時の添付資料」の自己情報開示請求に対する、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が行った請求の一部を認める決定は、妥当である。

2 本件の概要

(1) ***（以下「本人」という。）の法定代理人父（以下「審査請求人」という。）は、令和3年3月11日付けで、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月23日武蔵野市条例第6号）第16条の規定に基づき本人に代わって、実施機関に対し「***の保育施設入園に関する相談記録、認定申請書および施設利用申込書、申請時の添付資料」の自己情報の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、①教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申請書、②申請時の添付書類及び③保育施設入所申込書（辞退届・取下届）を請求に係る自己情報の内容としたが、当該情報が武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例（平成27年10月1日武蔵野市条例第52号（以下「条例」という。））第2条第3号に規定する特定個人情報及び同条第5号に規定する保有個人情報に該当することから、条例第24条第5項の規定に基づき条例による特定自己情報の開示請求がなされたものとみなして条例の規定を適用し、令和3年3月25日付けの「特定自己情報請求決定通知書」で、武蔵野市個人情報保護条例第17条第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するとして、該当する情報を非開示とする請求の一部を認める決定（以下「本件決定」という。）を行った。

なお、実施機関は、同年8月20日付けの「特定自己情報請求決定通知書について（訂正）」により、決定した理由及びその部分を条例第16条第2号に規定する「本人以外の個人に関する情報であつて、当該添付書類に含まれる記述により、本人以外の特定の個人が識別できるもの又は開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するためと訂正した。

審査請求人は、当初の同年3月25日付けの本件決定を不服として、同年4月21日付けで、「『決定を取消し、請求を認める決定とする』との裁決を求める」との審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(2) 審査請求人の審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

前述したように、審査請求人は、実施機関が行った当初の令和3年3月25日付けの本件決定に対して本件審査請求を行ったところ、その後実施機関が特定自己情報開示請求決定通知書等を訂正したことにより、審査請求時における理由の変更を余儀なくされ、審査請求の理由を、趣旨は生かしつつ、当該訂正を踏まえたものに修正している。

ア 2(1)①に係る非開示箇所該当箇所は、開示を求めず、市の決定に従う。

イ 2(1)②に関しては、対象の10件の添付書類のうち6件の添付書類に限定するが、条例第16条第2号を理由として非開示とされており、また後に文書の様式自体が申込先自治体を類推可能という観点で非開示とされた旨を口頭で説明を受けたが、申込先自治体は自明であり、「本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に相当するとは考えられない。

また、文書に記載されている内容についても、同号の除外条項であるただし書きに相当する内容が含まれており、本人の生命、健康、生活の保護のために審査請求人に開示が認められるべきである。

ウ 2(1)③に係る「取下げ理由」は、該当欄に記載されている情報を条例第16条第2号を理由として非開示とされているが、「本人以外の個人に関する情報」であるとは到底考えられず、また「本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に相当するとも考えられない。仮に武蔵野市以外の申込先自治体名が記載されているとしても当該自治体名は自明である。

(3) 実施機関の本件決定の訂正後の理由及び理由説明は、概ね次のとお

りである。

条例第16条第2号本文に規定する「本人以外の個人に関する情報であつて、当該添付書類に含まれる記述により、本人以外の特定の個人を識別できるもの又は開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するため、本件開示請求の対象となる特定自己情報の一部を非開示とした。

また、同号ただし書きに該当するとは判断できない。

3 審査会の判断

(1) 審査会の判断の対象

2(2)で述べたように、審査請求人が本件審査請求で開示を請求している範囲が、本件決定の対象となった2(1)①、②及び③のうち、②の一部及び③の非開示部分に限定されているため、審査会の判断の対象も当該部分（以下「本件審査対象情報」という。）に限定される。

(2) 2(1)②の申請時の添付書類について

1) 条例第16条第2号本文該当性

2(1)②の申請時の添付書類は、教育・保育給付に係る給付認定の申請及び支給認定賞の交付の申請に伴う添付書類であるが、本件審査対象情報に該当する添付書類（以下「審査対象添付書類」という。）は、本人が未成年者であることから当然のことであるが、当該申請を行った本人以外の個人である申請者（以下単に「申請者」という。）がその意思に基づき作成した書類のほか第三者が申請者に関する事項について作成した書類であり、本人に関する情報であるとともに、申請者に関する情報でもあることは明らかである。

以下、審査対象添付書類における情報を具体的に検証する。

ア まず、本人以外の特定の個人を識別できる情報が記載されていることが確認できるが、これらの情報については、条例第16条第2号本文の規定に該当するものであることは明らかである。

イ 次に、申請者が自らの意思に基づき記入した情報が記載されていることが確認できる。これらの情報については、特定の個人を識別できる情報を非開示とした場合、本人以外の特定の個人を識別することはできないものであるが、開示されることにより、単に記入内容が明らかになるだけでなく、その元となっている申請者の置かれている状況、考え方等も明らかとなってしまうことから、申請者の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、条例第16条第2号本文に該当するものである。

ウ さらに、第三者が申請者に関して作成した情報が確認できるが、これらの情報については、全体が申請者の個人情報であり、申請者を識別できる情報を非開示とした場合でも、記載されているその他の情報が開示されることにより、申請者の権利利益を害するおそれがあることは明らかである。したがって、条例第16条第2号本文に該当するものである。

エ また、審査対象添付書類におけるア、イ及びウ以外の情報として、本人の氏名、生年月日及び性別（以下「本人の氏名等」という。）があるが、これらの情報自体は本人固有の特定自己情報であるため、開示されることにより申請者の権利利益を害することになるか否かについてはより慎重な検討を要する。

本人の氏名等は、一定の様式に記載されているため、仮にこれらの情報を開示する場合には、様式により申請先自治体（審査請求人のいう「申込先自治体」をいう。以下同じ。）が類推されるおそれがあるが、申請先自治体自体も申請者の意思の表れであることから、これが類推されることにより申請者の権利利益が害されるおそれがあることは否定できない。このことから、仮に開示するとした場合は、様式を構成する情報も含め、本人の氏名等以外の部分の情報は全て黒塗りにして、本人の氏名等だけを開示することが考えられる。ここで、部分開示の取扱方法に関しては、「開示部分と非開示部分が同一の用紙又はページに記録されている場合は、当該特定自己情報の全部を一度複写し、当該非開示部分を黒塗りにし、それを再度複写したものを開示する。」と定められている（「武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引 平成29年3月」（以下「手引」という。）78頁【第17条（部分開示）解釈及び運用 第1項関係8(2)】）が、このように、部分開示の文書は、あくまでも原本を基にした複写によって作成されることから、本人の氏名等のみを開示し、他の部分を全て黒塗りにしたとしても、実施機関は部分開示に係る各添付書類が何であるかを示す必要があるため、どの添付書類のどこの位置に本人の氏名等が記載されているかが分かることによって様式を類推することが可能となり、申請先自治体が類推されてしまうおそれはなお否定することができない。したがって、本人の氏名等については、条例第16条第2号本文に規定する「本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本

人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと考えることが相当である。

なお、審査請求人は、審査対象添付書類の申請先自治体が自明であることから「本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に相当するとは考えられないと主張する。しかしながら、開示・非開示の判断の妥当性を検討する場合においては、審査請求人がどのような知識を有しているのか、またその知識が正確であるのかを問題とすることなく、条例の規定及び趣旨に照らして判断することが相当であることから、自明であるとする審査請求人の知識は審査会の判断に影響を与えるものではない。

オ 以上から、審査対象添付書類の全ての情報は、条例第16条第2号本文に該当するものと判断することが相当である。

2) 条例第16条第2号ただし書イ該当性

審査請求人は、審査対象添付書類に記載されている内容については、条例第16条第2号の除外条項である同号ただし書イに相当する内容が含まれており、本人の生命、健康及び生活の保護のために審査請求人に開示が認められるべきであると主張している。そこで、以下、審査対象添付書類の情報の同号ただし書イ該当性について検討する。

同号ただし書イについては、該当性の判断に当たっては、「当該情報を開示することの利益と非開示にすることの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求に係る本人以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される当該本人以外の個人の権利利益よりも、当該本人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない」とされている（手引67頁 【第16条（特定自己情報の開示）解釈及び運用 第2号関係 本人以外の個人に関する情報7】）。

審査請求人から審査請求書に添付されて提出された参考資料及び口頭意見陳述における審査請求人の発言により、現在のところ、審査請求人と他方の本人の親権者との間において本人に関する法的権利関係は確定していないことがうかがえる。このような状況下においては、審査請求人の主張のみを採用することなく、客観的に検討することが必要であるが、現在の本人の置かれている状況から考慮されるところを鑑みるに、審査対象添付書類の情報が開示されないことによって、本人の生命、健康、生活又は財産が脅かされて

いると判断することは困難といわざるを得ない。一方で、審査対象添付書類の情報が、本人以外の特定の個人を識別できる情報及び開示されることによって申請人の権利利益が害されるおそれがある情報であることは既に述べたところである。したがって、審査対象添付書類の情報は、非開示にすることにより保護される本人以外の個人の権利利益よりも、本人を含む人の生命、健康等を保護することの必要性が上回るということとはできず、条例第16条第2号ただし書イに該当する情報とはいえない。

3) 以上から、審査対象添付書類の情報は、全体を条例第16条第2号本文の規定に基づき非開示とすることが相当である。

(3) 2(1)③の「取下げ理由」について

当該情報について、審査請求人は、「本人以外の個人に関する情報」であるとは到底考えられず、また「本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に相当するとも考えられないと主張しているが、取下げは申請者の個人的な事情により意思の変更が生じたために申請を撤回することであることから、その取下げの理由は申請者の意思の変更の説明そのものといえ、本人以外の個人に関する情報であることは明らかであり、当該情報を開示すると申請者の個人的な事情が明らかとなってしまうことから、本人以外の個人である申請者の権利利益を害するおそれがあることも明らかである。よって、当該情報は、条例第16条第2号本文の規定に該当する情報といえる。

また、当該情報が、同号ただし書イに該当するものであるといえないことは3(2)2)で述べたところと同様であり、同号ただし書の他の除外条項にも該当しないことは明らかである。

したがって、当該情報は、同号本文の規定に基づき非開示とすることが相当である。

なお、申請先自治体名が自明であるとの審査請求人の主張については、3(2)1)エで述べたとおり、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(4) 結論

以上から、本件審査対象情報については、条例第16条第2号本文の規定に基づき非開示とすることが相当であることから、1の「審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和3年4月19日	諮問
令和3年5月14日	実施機関より理由説明書收受
令和3年5月25日	審議（第16期第6回審査会）
令和3年6月25日	審査請求人より意見書收受
令和3年7月6日	審議（第16期第7回審査会）
令和3年8月11日	実施機関より補充説明書收受
令和3年8月19日	審議（第16期第8回審査会）
令和3年10月6日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第16期第9回審査会）
令和3年11月9日	審議（第17期第1回審査会）
令和3年12月22日	審議（第17期第2回審査会）
令和4年1月31日	審議（第17期第3回審査会）